

議案第37号

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成29年5月30日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を次のように改正する。
附則第15項を附則第17項とする。

附則第14項中「附則第4項及び第6項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第9項」を「附則第11項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第11項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第9項から第13項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

（法附則第15条第45項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の次に2項を加える改正規定（附則第5項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富士見市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第4項の規定は、平成29年4月1日以後に補助を受ける地方税法及

び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第44項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課すべき平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用する。